



平成 21 年 5 月 20 日

各 位

会社名 株式会社 宮入バルブ製作所
 代表者 代表取締役社長 高井 洋
 (コード番号 6495 東証第 2 部)
 問合せ先 取締役総務部長 佐野 邦男
 (TEL 03-3535-5575)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 20 日開催の当社取締役会において、下記のとおり定款の一部を変更する議案について、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の当社第 64 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 変更の理由

- ① 有価証券の保有および運用の事業を廃止したことから、事業目的を変更するものであります。
- ② 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号) が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い所要の変更を行うものであります。
- ③ 経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を機動的に構築できるよう、取締役の員数を 10 名以内から 5 名以内に変更するものであります。
- ④ 事業年度における経営陣の責任を一層明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の任期を 2 年以内から 1 年以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則 (目的) 第 2 条 当会社次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 7. (条文省略) <u>8. 有価証券の保有および運用</u> <u>9. (条文省略)</u>	第 1 章 総 則 (目的) 第 2 条 当会社次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 7. (現行通り) (削除) <u>8. (現行通り)</u>
第 2 章 株 式 (発行可能株式総数、単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 5 条 (条文省略) ③ <u>当会社は、単元株式数に満たない株式</u> (以下「単元未満株	第 2 章 株 式 (発行可能株式総数・単元株式数) 第 5 条 (現行通り) (削除)

式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りではない。

(株券の発行)

第7条 当社は、株式取扱規則に定めるところにより、株式に係る株券を発行する。

(新設)

(基準日)

第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② (条文省略)

(株式取扱規則)

第9条 (条文省略)

(株券の発行)

第7条 (削除)

(单元未満株式の売渡請求)

第7条 当社の单元株式数に満たない株式(以下「单元未満株式」という。)を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(基準日)

第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② (現行通り)

(株主名簿管理人) 新設

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をよって定め、これを公告する。

③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則) 第9条より移設

第10条 (現行通り)

附 則 ⇒ 1年間の有効期限を追記、経過後直ちに削除

第1条 当社の株券喪失登録簿の作

<p>第4章 取締役および取締役会 (員数および選任方法)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。 ②～④ (条文省略)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② (条文省略)</p>	<p><u>成</u></p> <p><u>および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿 管理人に取扱わせ、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月6日をもって削るものとする。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数および選任方法)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>5</u>名以内とする。 ②～④ (現行通り)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② (現行通り)</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成21年6月26日 (予定)
平成21年6月26日 (予定)

以上